

高次脳機能障害と共に歩むための 経済的・福祉的支援制度

宮城県リハビリテーション支援センター
リハビリテーション支援班

入院中に利用できる制度 ～医療費の負担を抑える～

支払いを「上限」までに抑える

高額療養費制度と限度額適用認定証



- ・月ごとの支払額には収入に応じた上限あり
- ・「限度額適用認定証」を事前申請・提示
- 窓口での支払いが最初から上限額までに！

長期入院の負担をさらに減らす

多数回該当の仕組み



- 過去1年間に3回以上、上限に達した場合
- 4回目以降は上限額がさらに引き下げ
- 長期のリハビリを安心して継続可能！

■ プラスアルファの備え

- ・医療費控除:年間10万円超(家族合算・交通費込み)で確定申告により減税
- ・民間保険:入院給付金の請求には診断書が必要な場合あり。早めの確認を！

■ 申請先(保険証の種類を確認)

- ・国民健康保険:お住まいの市区町村窓口
- ・健康保険組合・共済組合:勤務先担当部署
- ・協会けんぽ:各都道府県の支部

入院中に利用できる制度 ～生活費(収入)を補う～

【厚生年金 加入者】(会社員など)

傷病手当金



- ・ 給与の約3分の2を支給
- ・ 最長で1年6か月の間、受給可能
- ・ 勤務先の健康保険組合等へ申請
- ※会社独自の付加給付の有無も要確認

【国民健康保険 加入者】(自営業など)

生活福祉資金貸付制度



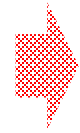
- ・ 社会福祉協議会による無利子等の貸与
- ・ 所得要件等により返済免除の可能性あり
- ・ 傷病手当金がないため、他制度と併用
- ※ 障害年金・自治体貸付、生活保護を検討

■ 共通して確認すべきこと:住宅ローン

- ・ 団体信用生命保険の特約を確認
- ・ 「高度障害」と診断された場合、ローン残高が免除される可能性あり
- ・ 早急にローン借入先金融機関との契約書を確認

退院後の準備 ～障害者手帳と福祉サービス～

障害者手帳
(精神障害者保健福祉手帳)



退院後の生活やリハビリを支える「安心のパスポート」

医療・経済的支援



- ・通院医療費の軽減(自立支援医療)
- ・税金、公共料金・交通費等の割引

生活・就労支援



- ・福祉サービス(就労訓練・ヘルパー)の利用
- ・障害者雇用枠での就職、職場定着サポート

■ 知っておきたいこと

- ・ プライバシーの保護: 提示が必要な場面以外で他人に知られることはありません。
- ・ 不利益はありません: 所得によって生活が制限されることはなく、活用の幅が広がります。
- ・ まずは相談を！ : 取得には診断書が必要です。主治医や医療ソーシャルワーカーに相談ください。

退院後の準備 ～障害年金による長期的所得保障～

障害年金とは？

- ・ 病気や怪我で仕事・生活に支障がでるような障害が残った方への公的年金制度
- ・ 高次脳機能障害(記憶・注意・感情の障害)も対象
- ・ 20歳～65歳未満の方が手続き可能

申請のタイミング： 発症(初診日)から1年6か月が経過した時点

留意点

「病名」ではなく、「日常生活や就労に関する制限の度合い」を重視
→生活の困りごとを主治医に正確に伝えましょう！

社会復帰に向けて ～退院後の生活を支える福祉サービス～

| | 介護保険制度 | 障害者総合支援法 |
|---------------------|---|---|
| サービス特性 | 日常生活の介護と予防(リハビリ) | 日常生活の援助と社会復帰・参加 |
| 対 象 | 65歳以上 又は 40歳～65歳未満の 特定疾病に該当する要介護認定者 | 18歳以上65歳未満の障害者 または指定難病 |
| 主なサービス | 訪問介護、通所介護、訪問リハビリ 通所リハビリ、福祉用具レンタルなど | 居宅介護、生活介護 自立訓練、就労支援など |
| 利用要件 | 要介護度の認定 | 障害者手帳の取得又は指定難病認定者 |
| 高次脳機能障害者の サービス利用 | 脳血管疾患(特定疾病)によって高次脳 機能障害を負った40歳以上の方 | 交通事故など脳血管疾患以外の原因 により高次脳機能障害を負った18歳 ～65歳未満の方 |
| 注意点 | 脳血管障害によって高次脳機能障害を負った40歳～65歳未満の方は、原則、介護保険が優先されるが、 介護保険にない就労支援や自立訓練はサービス併用が可能。 | |

介護保険で生活を支え、障害福祉サービスでリハビリや社会復帰を目指すことが重要！

社会復帰に向けて ～就労支援と相談窓口～

復職・再就職の壁

- ・障害が外見からは分かりにくいいため、周囲から適切な支援が得られにくい。
- ・自身の障害への認識の乏しさから、「以前と同じようにできる」と思い込み、結果として上手くいかずに退職を選んでしまう。



就労へのステップ



障害の状態に合わせた就労形態の選択とステップアップ

- ・自立訓練(生活訓練)による生活習慣の再構築
- ・就労移行支援(就労に向けた準備訓練)
- ・就労継続支援(雇用型・非雇用型)
- ・復職または再就職(障害者雇用枠)

地域の就労移行支援事業所、障害者職業センター、
障害者就業・生活支援センターに相談しましょう。

ステップ2 主治医・リハビリスタッフに客観的な助言を得ましょう

ステップ1 どんな場面で、どんなことに困るのかを丁寧に整理しましょう。

困ったときの相談窓口

| | 医療機関窓口 | 宮城県リハビリテーション支援センター |
|------|--|---|
| 相談内容 | <ul style="list-style-type: none">・医療費や生活費(傷病手当金)の相談・障害者手帳・障害年金の手続き支援・診断書や主治医意見書の作成手続き | <ul style="list-style-type: none">・日常生活の困りごとへの相談・福祉サービスの利用方法・具体的な福祉サービス事業所の紹介・橋渡し |
| 相談窓口 | 地域連携室等の 医療ソーシャルワーカー | リハビリテーション支援班 高次脳機能障害支援コーディネーター (022-784-3588) |

ご本人やご家族だけで抱え込まず、制度や窓口を上手く活用しましょう！

ご本人がリハビリや新たな生活に専念できる環境を、一緒に整えましょう！

<監修>

東北医科薬科大学病院
高次脳機能障害支援センター